

# 平成 28 年度都区財政調整協議まとまる

～ 交付金総額 約 13 億円 0.1%の増～

## 財調協議の概要

### 協議の特徴

昨年の 12 月 2 日から始まった平成 28 年度都区財政調整協議は、本年 2 月 4 日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回の協議は、法人住民税の国税化（地方法人税）の影響が平年度化され、消費税率 10% 段階における更なる国税化が危惧されるなど、都区を取り巻く財政環境が厳しくなることが見込まれる中での協議となりました。

今年度も都区間の財源配分を見直すべき事由が生じていないことから、大きな課題であった人件費の見直しや子ども・子育て支援新制度の反映などが、協議の中心となりました。

区側は、現下の社会経済状況に応じた対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実の提案に加え、縮減項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

また、特別交付金については、透明性・公平性を高めるとともに可能な限り普通交付金による対応を図るため、現在の 5% の割合を 2% を基本に見直すことを昨年度に引き続き提案しました。

協議の結果、人件費関連の見直しは、全ての項目で合意することができましたが、子ども・子育て支援新制度については一定の整理を図ることができたものの、利用者負担や保護者負担軽減などについては、引き続き検討する課題となりました。また、公共施設の改築経費を財源対策として臨時的に算定するなど、23 区間で主体的に調整して提案した事項の多くを反映することとなりました。しかし、引き続きの課題である特別交付金の割合の見直しや調整税減収時の補填対策、都市計画交付金の見直しなどについては、都区で合意することができませんでした。

これらの課題については、来年度以降引き続き協議を行い、解決を目指していくこととなります。

## 平成 28 年度財調フレーム協議

### 財源見直し

財調交付金の財源となる調整税は、市町村民税法人分が一部国税化の影響により減となるものの、固定資産税が増となることから、合計では 1 兆 7 6 9 2 億円、今年度と比べ、1 0 7 億円 0・6% の増となりました。

財調交付金総額は、9 7 5 6 億円と、今年度と比べ 1 3 億円 0・1% の増となり、昨年度のマイナスから再び増加に転じました。

基準財政収入額は、特別区民税の増などにより、1 兆 1 4 2 9 億円と、今年度と比べ、4

42億円4・0%の増となりました。

基準財政需要額は、各区の実績を踏まえた算定項目の充実や改善を行った結果、2兆697億円と、今年度に比べ、454億円2・2%の増となりました。

基準財政収入額及び基準財政需要額はいずれも過去最大となりました。

### **主な課題の協議結果**

以下のような整理が行われました。

#### ○人件費の見直し

標準職員数の規模を見直すことで補正も含め「実態の職員数」と一致させるよう見直すとともに、委託化等の振替経費の反映や標準給の見直しを行い、算定改善を図る。

#### ○子ども・子育て支援新制度

利用者負担など引き続きの課題としたものを除き、新制度を反映した算定を行う。

#### ○財源対策

公共施設改築工事費を平成28年度に限り臨時的に追加算定する。また、財政健全化対策として減債対策経費の算定をするなど追加の財源対策を行う。

#### ○特別交付金の取扱い

特別交付金の割合を5%から2%に引下げ、普通交付金で対応するという区側提案については、今回も協議が整わず、来年度改めて協議する。

## **平成27年度財調再調整協議**

固定資産税の増などにより、算定残は最終的に386億円となりました。

協議の結果、地方消費税率引上げに伴う社会保障の充実への対応として、子ども・子育て支援新制度や国保・介護事業に係る経費の算定、社会保障・税番号システム整備費や公共施設の大規模改修経費の追加算定が行われることとなりました。

## **第3回都区協議会**

以上の協議結果を踏まえ、2月4日に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して西川区長会会長が発言した内容は別紙3のとおりです。

## 平成28年度都区財政調整（フレーム対比）

（単位：百万円、％）

区分		平成28年度 当初見込ア	平成27年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ
調整税	固定資産税	1,168,746	1,146,628	22,118	1.9
	市町村民税法人分	600,458	611,816	△ 11,358	△ 1.9
	特別土地保有税	10	10	0	0.0
	計(A)	1,769,214	1,758,454	10,760	0.6
交付額	(A)×55%	973,068	967,149	5,919	0.6
	精算分	2,503	7,108	△ 4,605	—
	交付金総額(B)	975,571	974,257	1,314	0.1
	普通交付金分(B)×95%	926,792	925,544	1,248	0.1
基準財政収入額(C)		1,142,928	1,098,769	44,159	4.0
内訳	特別区民税	797,131	758,250	38,881	5.1
	地方消費税交付金	196,853	200,061	△ 3,208	△ 1.6
	地方消費税交付金特例加算額	13,431	13,650	△ 219	△ 1.6
	その他	135,513	126,808	8,705	6.9
基準財政需要額(D)		2,069,720	2,024,313	45,407	2.2
内訳	経常的経費	1,792,072	1,722,922	69,150	4.0
	投資的経費	277,648	301,391	△ 23,743	△ 7.9
差引(D-C)		926,792	925,544	1,248	0.1

## 都区財政調整協議会のまとめ

1. 新規算定	10項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災指導員 ○施設予約システム ○平和普及活動事業費</li> <li>○総合教育会議 ○生活困窮者自立支援事業費 ○風しん抗体検査事業費</li> <li>○自殺防止対策事業費 ○鳥獣被害対策事業費(カラス対策)</li> <li>○教育相談事業費(スクールソーシャルワーカー配置経費)</li> <li>○子ども・子育て支援新制度</li> </ul>	
2. 算定改善等	35項目
<p>&lt;算定充実&gt; 20項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区議会事務局運営費 ○安全安心まちづくり推進事業費</li> <li>○職員研修費 ○庁舎維持管理費 ○男女共同参画事業費</li> <li>○障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費</li> <li>○心身障害者福祉手当支給費 ○国民年金事務費</li> <li>○介護保険事業助成費 ○子ども医療費助成事業費</li> <li>○国民健康保険事業助成費(国民健康保険総務費)</li> <li>○結核健康診断等事業費 ○健康診査(各種がん検診)</li> <li>○【態容補正】公害健康被害補償事業費 ○労働総務費</li> <li>○建築行政費 ○耐震診断支援等事業費</li> <li>○【小学校費・中学校費】学校職員費</li> <li>○【小学校費・中学校費】学校運営費(自動車借上等)</li> <li>○【小学校費】学校運営費(学童擁護委託)</li> </ul> <p>&lt;事業費の見直し&gt; 10項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○賦課徴収費 ○保健栄養費 ○予防接種費(子宮頸がん予防ワクチン)</li> <li>○作業運営費 ○最終処分委託料</li> <li>○道路占用料(道路維持補修費、道路占用許可取締事務費)</li> <li>○公園使用料、公園占用料(公園維持管理費) ○【投資】都市景観創出向上</li> <li>○教科書採択事務 ○標準区旅費</li> </ul> <p>&lt;算定方法の改善等&gt; 5項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別養護老人ホーム整備費(態容補正Ⅱ)</li> <li>○ひとり親家庭医療費助成事業費</li> <li>○【経常・投資】【小学校費】特別支援教室経費</li> <li>○教育委員会運営費 ○人件費の見直し</li> </ul>	
3. その他	3項目
<p>&lt;財源対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設改築工事費の臨時的算定</li> <li>○土木費における特定財源の臨時的見直し</li> <li>○財政健全化対策(減債対策経費の算定)</li> </ul>	

## 都区協議会における区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、法人住民税の国税化の影響が平年度化し、消費税10%段階ではその措置をさらに拡大する方針が出されるなど、厳しい財政環境のもとでの協議であった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断し、現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

協議の結果、人件費の見直しや子ども・子育て支援新制度の反映を含め、区側の提案事項についても、相当程度反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

しかしながら、協議の中で今後の課題となったものもあり、また、特別交付金の割合の引き下げ、都市計画交付金の運用改善等の課題については、今回も議論を前進させることができなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非前向きな対応をお願いしたい。

東京オリンピック・パラリンピックの開催まで4年半を切り、また我が国が人口減少社会に入った中で、地域の活性化、少子・高齢化対策、防災・減災対策、老朽公共施設の更新をはじめ、課題は山積しており、都区が力を合わせ、全国の自治体とも連携しながら、取り組んでいかなければならない。

加えて、都区間の長年の懸案である都区のあり方や児童相談行政のあり方の検討も前に進める必要がある。

9百万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第4号までの協議案を了承する。